

12月3日～9日は障害者週間

☎障害福祉課障害福祉係 ☎042-497-2073

合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある方の困りごとを解消するために、何らかの対応を必要としている際に、負担にならない範囲で協力することであり、障害者差別解消法によって内容が定められています。難しく考える必要はなく、「ゆっくり話す」「席を譲る」「声をかける」ことも合理的配慮となります。自分にできることは何か、この機会に考えてみましょう。

合理的配慮の例

ゆっくり話す



席をゆずる



声をかける



障害者週間の展示

①市内事業所の紹介、②障害のある方が作成した作品の展示を行います。☎①12月4日(日)までの午前10時～午後8時、②12月3日(土)～15日(木)午前8時30分～午後5時 場①クリアギャラリー(クリアビル4階)、②市役所本庁舎1階市民交流スペース



昨年の様子(市役所本庁舎での展示)

難病かも？ 早めの相談を

障害には、心臓や腎臓などの内部障害や、発達障害、高次脳機能障害など、見た目からは分かりにくい場合がたくさんあります。

また、国や都の指定難病は約300種類ですが、指定外の難病は3,000種類以上あるといわれています。指定外の難病のなかには、「疲れやすい」「強烈に眠くなる」など、周囲から「怠けている」と誤解されやすい疾病もあります。いつもと違う症状が続いたら、もしかしたら難病かもしれません。病院や保健所と連携した治療が必要となりますので、早めにご相談ください。



平和祈念フェスタ in 清瀬 映画上映会

平和祈念展等実行委員会は、下記のとおり映画上映会を開催します。平和について改めて考える機会にしてみませんか。先着150人。☎12月10日(土)午後1時15分～(開場は午後1時) 場①児童センター 費無料 【上映作品】午後1時25分～「つるのって とも子の冒険」(上映時間27分)、午後2時35分～「ガラ

スのうさぎ」(上映時間84分。空襲シーンあり) ☎シティプロモーション課市民協働係 ☎042-497-1803 ※来場の際は感染症対策や氏名・連絡先のご記入などにご協力ください。 詳しくはこちら



12月4日～10日は人権週間

☎シティプロモーション課市民協働係 ☎042-497-1803

人権パネル展

☎12月5日(月)～9日(金)午前8時30分～午後5時 場①市役所本庁舎2階市民協働ギャラリー



昨年の様子

人権の花運動

人権尊重思想の普及・啓発を目的として、次代を担う小学生がお互いに助け合いながら花を栽培することを通して、協力することや感謝することの大切さを学び、豊かな人権感覚を身につけることを目的としています。今年は八小・十小で実施しました。



八小の様子



十小の様子

子どもたちからの人権メッセージ

すべての子どもが人として生きる権利を尊重され、必要な保護と援助が与えられるように、平成元年の国際連合総会において「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択されました。これをふまえて、「子どもたちからの人権メッセージ発表会」は、子どもにもっともよいことは何かを追及すること、子どもが自由に自分の意見を発表できる場を生み出すことに焦点をあて、開催しています。今年度は清小5年大内円歌さん「相手の立場に立って」と、芝小6年野崎美知果さん「名前」が、市代表に選ばれ、9月10日に東村山市立中央公民館(東村山市本町二丁目33-2)で発表されました。

20歳を迎える皆さん、おめでとうございます！ 令和5年清瀬市20歳のつどい



下記の方を対象に、第1回・第2回に分けて式典を行います。 11月1日時点で清瀬市に住民票がある方に対して、11月下旬に案内状を送付しています。詳しくは案内状を確認してください。 ☎平成14年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方 【第1回】二中、四中学区域に該当する方 【第2回】清中、三中、五中学区域に該当する方 ☎令和5年1月8日(日) 【第1回】午前10時～11時(開場は午前9時40分) 【第2回】正午～午後1時(開場は午前11時40分)

※式典終了後、別室で清瀬市20歳のつどい実行委員会による特別企画を各回40分間行います(自由参加)。 場①清瀬けやきホール ◆成人年齢引き下げ後の式典 令和4年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられましたが、市は引き続き20歳の方を対象に「清瀬市20歳のつどい」として式典を行います。 ☎生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-497-1815 詳しくはこちら



火の用心！

暖房機器と上手に付き合おう

◆冬期のガソリン・灯油の取り扱いに注意しよう

乾燥する季節を迎え、ガソリンスタンドでは静電気による火災や、暖房機器の燃料である灯油による火災が発生する可能性が高まります。ガソリン・灯油の危険性を理解し、次に紹介するポイントに気を付けながら安全に取り扱いましょう。

【ガソリンスタンドでのセルフ給油の注意点】

- ・案内表示に従い安全に駐車、必ずエンジン停止！
- ・静電気除去シートにタッチ！
- ・注ぎ足し給油や、携行容器への注油は厳禁！

【灯油の保管の注意点】

- ・保管は火気使用場所から十分離れたところで！
- ・保管場所は常に整理・整頓！ ・保管容器の破損がないか確認！
- ・容器が転倒、落下しないように！



◆電気ストーブ火災を防ごう

令和3年の東京消防庁管内の火災件数は3,939件で、このうち電気製品などから出火した電気火災は1,399件でした。そのうちの85件が電気ストーブ火災です。電気ストーブ火災で亡くなった方は6人、けがをされた方は34人と、意外にも人命に関わる被害となりやすいことが特徴に挙げられます。

これからの季節、電気ストーブを使用する機会が増えてきます。次に紹介するポイントに気を付けて使用しましょう。

【電気ストーブ使用の注意点】

- ・周囲に燃えやすいものを置かない！
- ・外出時や就寝時は必ず電源を切る！
- ・ストーブの近くで洗濯物を乾かさない！
- ・使わないときは電源プラグをコンセントから抜く！
- ・電源プラグやコードが傷んでいたら使用しない！

☎清瀬消防署 ☎042-491-0119



納税にご協力を

■夜間納税・納税相談 ☎12月21日(水)・22日(木)午後8時まで
■日曜納税・納税相談 ☎12月18日(日)午前9時～午後4時

■土曜納税・納税相談 ☎12月10日(土)午前9時～正午
場いづれも市役所徴収課窓口 ☎徴収課徴収係 ☎042-497-2045